

總工斷ハ此發達イ科ナラ十二等ノ勤者モ固クナラキニ争辯團本
業四科越御手當ハ昔ハ四日マテマバテ買シタ

第一科 勤者手當増額ノ必要ナシト認ム
第二科 勤者手當増額ノ必要ナシト認ム
第三科 勤者手當増額ノ必要ナシト認ム
第四科 勤者手當増額ノ必要ナシト認ム

本日報紙ニ當來日二回ナラマシテ三回ニ報日シタハ二回
報由

第一科 勤者手當増額ノ必要ナシト認ム
第二科 勤者手當増額ノ必要ナシト認ム
第三科 勤者手當増額ノ必要ナシト認ム
第四科 勤者手當増額ノ必要ナシト認ム

一月十五日會種回答案
事務 事務ノ前用發案

財團法人協調會大阪支所

部ナル大阪府西成郡豊崎町北長柄二五七北大阪純勞働組合本部松
島彦春方ニ引上ゲタ
一月十六日

大阪純勞働組合員藤澤猛、田中源左衛門、久保久次郎、ノ三名
ハ午前十時頃會社ヲ訪問シ營業部支配人瀧野勇ト會見シ左ノ妥
協案ヲ示シ勞資間ノ協調ヲ試ント差出シタ支配人ハ妥協案ヲ
受領シタソシテ明日正午會見ノ際回答スルト約束シタ

妥協案

- 一、賃金ハ二月ヨリ一割増額ノ事
- 但シ會社側ノ体面ヲ重シ増給ノ件ヲ會社ノ自發的形式ニシテ
モ可ナリ
- 二、皆勤手當ハ一ヶ月ニ對シテ五日分ニスルコト
- 三、昇給期ヲ年二回トスルコト
- 四、解雇者ヲ全部復職セシムルコト